# 上海府地区町づくり推進委員会　組織図

## 総　　会

代議員制（代議員の任期は１年間）

総会では前年度の活動状況や決算、当年度の事業計画や予算の審議をするほか、規約の改正、役員の承認などを扱います。

総会は集落や各団体から選出いただいた代議員で構成し、年１回開催します。

また、必要に応じて臨時総会を開催する場合もあります。

## 監　事

理事の中から２名互選
任期は２年間。

理事の中から２名互選。委員会の各種会計監査などを行います。

## 理 事 会

会長、副会長、理事で構成

理事会では事業計画や予算など総会に諮る議案を審議するとともに、事業実施や予算の執行など、町づくり推進委員会の運営を担います。

理事会は各集落の区長、各団体の代表、学識者などで構成し、理事の中から会長、副会長、監事を選出します。理事会の開催は、上半期、下半期の年２回程度の開催が想定されます。

## 役 員 会

会長、副会長、専門部会長で構成

役員会では、町づくり推進委員会全体についての総括を担います。

### プロジェクトチーム

（必要に応じて設置）

## 地域活動部会

地域活動部会は、地域活動および地区の活性化の分野の事業を担当し、総会や理事会で決定した方針に沿って、事業を企画、実施します。

地域活動部会は、地域活動部会担当の理事と集落公民館長で構成します。

## 環境安全部会

環境安全部会は、防災・防犯対策及び環境対策の分野の事業を担当し、総会や理事会で決定した方針に沿って、事業を企画、実施します。

環境安全部会は、環境安全部会担当の理事で構成します。